

大学における知的財産の管理と 企業からみた産学連携における留意点

小 林 和 人*

抄 録 日本企業のオープンイノベーションの加速化において、国内の大学との産学連携の円滑な推進は極めて重要である。しかし、大学では研究成果の知的財産の管理にさまざまな課題がある。これらの課題は単に大学の内部の問題にとどまらず、産学連携のパートナーとなる企業に与える影響も小さくない。具体的には、法人著作の当否、オープンソースソフトウェアの利用、研究者の転出、品質保証・知財補償などを挙げることができる。その背景的理由は、大学はもともと研究と教育を目的として設計された組織であって、大学が研究者に対して指揮命令して知的財産となるような成果を作成させる組織ではなかったことにある。本論は、国内の大学での知的財産の管理を巡る諸課題を整理した上で、日本企業が大学や研究機関と共同研究やライセンスの契約を締結するに際して認識しておくべき事項を分析し、準備しておくべき対応について考察を加えた。

目 次

1. はじめに
2. 法人著作と大学における著作物管理
 2. 1 著作権法第15条
 2. 2 大学における著作物取扱規程
 2. 3 歴史的背景
 2. 4 大学法人著作物を巡る裁判例
 2. 5 企業からみた留意点と対応策
3. 大学のソフトウェア著作物を巡る諸課題
 3. 1 オープンソースソフトウェアの利用
 3. 2 研究者の異動・転職
 3. 3 品質保証・知財補償
4. 共同研究等を巡る諸課題
 4. 1 さくらツール
 4. 2 公募型共同研究
5. おわりに

1. はじめに

オープンイノベーションは魔法の言葉である。日本企業は内製開発による自前主義を脱却して、外部リソースを効果的に活用したオーブ

ンイノベーションにシフトすることで、機動力に秀でた研究開発が可能になるとの希望に満ちた言説が巷間に浸透している。しかし、オープンイノベーションはパラドックスを孕んでおり、企業がライバル企業との差別化のためのコア技術を外部に求めようとした時、ライバル企業がそのコア技術にアクセスするのは困難ではない。外部から導入した技術が差別化のドライバーにはなりえず、いずれコモディティ化する可能性もある。

とはいえ、オープンイノベーションを無視するほど自前主義に固執することのメリットも企業には見当たらない。誰もがアクセスできるオープンな研究資源ではあったとしても、企業が目利き力を発揮して、自社で独占的に使用できる可能性があれば、企業としては申し分ない。

そのようなオープンな研究資源の候補として国内の大学を挙げることができる。財政基盤の

* 次世代パテントプラットフォーム研究会 代表
東京工業大学 弁理士 Kazuto KOBAYASHI

安定を理由として産学連携の強化を進めている国内の大学は、手あかのついていない宝石の原石であり、日本の企業のオープンイノベーション推進に際して、有望かつ潜在的パートナー候補である。したがって、企業は大学等と共同研究等の産学連携を進めるに際しては国内の大学等の知的財産の管理事情を的確に把握しておくことが望ましい。

しかし、企業では国内の大学における知的財産の管理の実態や諸課題の把握は十分ではない。国内の大学が長らく要求してきた不実施補償を巡る硬直的な態度だけを課題と認識するだけであって、その背景にある事情までの関心は高くはない。その理由の一つとしては、大学との産学連携は産学連携部門や研究開発部門が主体的な役割を担い、知財部門が大学との共同研究等に関わるのは契約段階であること、または研究者間のやりとりや大学内の規程までは知財部門では目が行き届かないことを指摘できる。

企業が大学との共同研究等や技術成果の導入検討を進めたものの、大学の（単独または共有の）研究成果を活用する前になってその研究成果の知的財産が事業化に際しての障壁になることも起こりうる。従って、大学における知的財産の管理は学内のマターではあるものの、産学連携のパートナーの立場として企業においても課題を適切に把握しておくことで産学連携上の問題を未然に回避することができると考える。

以上の課題意識に基づいて、本論では国内の大学や研究機関における著作物を中心とした知的財産の管理を整理・分析し、日本企業からみた共同研究やライセンスに際しての留意点について考察を加える。

本論の構成は以下のとおりである。第1章では背景の説明と課題提起を行う。第2章では大学における著作物の管理状況を法人著作との関係で整理して分析する。第3章ではソフトウェア著作物に起因する諸課題を整理する。第4章

では共同研究を巡る諸課題を整理して対策を考察する。第5章では本論をまとめる。

2. 法人著作と大学における著作物管理

2.1 著作権法第15条

著作権法第15条は法人著作について規定している。

（職務上作成する著作物の著作者）

第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

第1項について、加戸は大学で講義をしている教授が講義案を作成するが、講義案の作成は職務ではないので大学の著作物ではない、と説明している¹⁾。第2項について補足すると、大学において研究者が職務上作成するプログラムは大学の発意があれば大学の法人著作となるが、発意があっても別段の定め（大学の規程）で法人著作ではないと定めることも許される。

2.2 大学における著作物取扱規程

国内の大学における著作物取扱規程は必ずしも全ての大学で公表されているものではなく、その全貌は明らかではないが、いくつかの大学で規程を公表している。本間の報告を参考に複数の大学の著作物取扱規程を確認すると、その

細部は異なるものの、著作物が創作された事情・背景に応じたいくつかの類型を挙げることができる²⁾。

あくまでも一例であるが、大学Aにおける著作物取扱規程では、教職員等が作成した著作物は法人著作相当の職務著作物と公的研究資金等を用いて作成したソフトウェア等の職務関連著作物とその他の著作物に分類した上で、職務関連著作物について第三者に有償で提供若しくは利用許諾の必要が生じた場合には、教職員等から部局に著作物等届け出を提出してもらうようにしている³⁾。

時田は「職務著作物か職務関連著作物（ソフトウェア著作物等）の区別について、大学Aでは職務著作物か否かの争いを避けるために、職務著作物の範囲を狭く解釈し、職務関連著作物の範囲を広めに解釈している」と説明している⁴⁾。大学Aの著作物取扱規程での教職員等が作成した著作物の著作者、技術移転の際の手続き等を表1（末尾）にまとめる。また、大学Aでは教職員等以外の著作物としてその他の研究者等の著作物、学外者に作成させる著作物に分類している。これを表2にまとめる。

国内のその他の大学では、職務著作物や職務関連著作物に相当する著作物を取扱規程で規定している場合であっても、その定義や条件等は少しずつ異なっている。著作権法第15条に倣って「発意」を要件とするものもあれば「具体的な指示」や「研究資金等」等を条件として明確化を図っているものもある。国内のその他の大学の職務著作物に相当する著作物の定義の例を表3にまとめる（下線は筆者による）^{5)~10)}。

これらの大学における著作物の取扱規程をまとめると、論文等については研究者帰属を明確にするとともに、ソフトウェア等の著作物については所定条件下で原始的に大学帰属にするか、または原始的には研究者に帰属させた上で企業等へのライセンスや譲渡の際に大学に届け

出させて、委員会等で判断の上で大学がいったん譲受して大学が当事者として企業等へのライセンス契約を締結する手順となっている。

2.3 歴史的背景

重森は、法人著作と大学著作物との関係について歴史的な経緯を説明している¹¹⁾。その説明によれば、大学は教員が研究と教育を本務として専ら論文や著作の執筆を行ってきた伝統的な経緯・運用があり、教員等が職務上創作した著作物を全て法人著作（大学が著作者）に該当するとはしていない。これは企業等の従業員等が職務上創作する職務著作物と同列にして、大学の教員等が研究活動を通じて執筆・創作する著作物に大学の「発意」があるとはいいたいがたいからと理解される。

ソフトウェア著作物の取扱についての歴史的経緯として大学が法人化した2004年の知的財産計画を確認すると、知的財産の管理の整備を進めている大学に対して発明に加えてソフトウェアなどの移転の対象となるものについては原則機関帰属とすべく、また、著作権について職務著作の考え方を踏まえつつルールを明確化するよう促しているが、機関帰属を強制しているものではない¹²⁾。2004年知的財産推進計画の該当箇所は次のとおりである。

多くの大学等において、発明等の帰属について機関一元管理の体制が整備されたところであるが、まだ未整備の大学等においては、2004年度中できるだけ速やかに、知的財産の効率的活用が図られるよう、発明等について原則機関帰属へ切り替え、大学等の機関一元管理の体制を整備するよう促す。また、研究等において用いるマテリアル（微生物、実験動物・植物等の生物資源、化合物や材料のサンプル等）や、ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツ等、発明等と同様に移転の対象となるものについても、大学等におい

て創造されたものについては、原則機関帰属とすべく、その取扱いルールを明確化するよう促す。なお、ソフトウェア、デジタルコンテンツ等に係る著作権については、職務著作の考え方を踏まえつつ、その取扱いルールを明確化し、社会に無償開放するものであるのか、そうではないものなのかについても明確化するよう促す。

また、同じ時期の、文部科学省 科学技術・学術審議会の答申書によれば著作権法等において職務発明規定と類似の規程は存在しないことを前提として、プログラム等については大学への届け出により必要な範囲で個別契約によって権利承継することの必要性を次のように示している¹³⁾。

データベース及びプログラム著作権並びに回路配置利用権については、著作権法等において職務発明規定と類似の規定は存在しないものの、有効活用を図る観点からは大学による組織的な管理・活用が望ましい。具体的には、学外に移転する場合や特許等他の関連する知的財産を大学に届け出る場合には、著作権や回路配置利用権についても併せて大学への届出を義務づけることとし、必要な範囲で個別契約による権利承継を図ることが考えられる。この場合においても、教員への還元を含めて学内規則の整備が必要となる。

同答申書は、大学の著作物については職務発明規定のように、大学が事前承継する法的根拠がないことを明示した上で、必要な範囲で研究者から大学へ権利承継するような内部規程を整備するよう促している。

2. 4 大学法人著作物を巡る裁判例

前節で示した歴史的背景の下、大学等でどのような場合に研究者の作成したものが法人著作になるか明確な基準がないことを原因として、大学法人著作物を巡っていくつかの訴訟が発生

してきた。北見工業大学事件は研究者が参加した当該大学と自治体との共同研究の成果報告書の著者について争われた裁判例である¹⁴⁾。裁判所は共同研究契約と大学との雇用関係等から発意の存在を認め、成果報告書を法人著作であると判断した。

公的研究機関でのプログラムの法人著作について争われた裁判例として宇宙開発事業団プログラム事件がある¹⁵⁾。当該事件では研究員が海外留学研修中に作成したプログラムが法人著作に該当するかが争われたが、研修前の上司の指示に基づくプログラムの作成であるとして発意を認めている。

本事件でのプログラム作成に至る事実関係を確認すると、本事件については当該研究員のプログラム開発は企業の技術者の設計開発業務と大きく変わらないものであり、法人著作との判断は首肯できる。

2. 5 企業からみた留意点と対応策

前節までに挙げた大学の著作物取扱規程や裁判例から理解できるように、大学の研究者のおかれた研究環境下において研究者は自分の開発したプログラムは自分で譲渡等の処分の自由な著作物と思い込んでいるケースもあり、また大学の発意等があったかどうかの判断も困難な場合が少なくない。仮に、研究者が大学との間で著作権の取扱いで争いになった場合には、共同研究を進めていた企業としては、いずれかに対価を支払うつもりであったとしても、決着に日月を費やして商品化のスケジュールに影響が生じることにもなりかねない。

また、職務関連著作物の届け出については、大学Aのように有償でのライセンスや譲渡等が条件となっている規程もある。この場合、企業が無償でライセンスや譲渡された場合は取扱いが異なることから混同も生じやすい。

例えば、企業が大学と共同研究等の契約を結

び、共同研究中に大学の研究者から無償で提供されたベータ版のプログラム等を製品試作などに組み込んで完成させ、共同研究完了後に最終版のプログラムで商品化して市場に投入しようとした段階で、当該プログラムは大学を名義人とする有償のライセンス契約の締結が必要であると判明する可能性がある。

また、研究室に配属される学生は、大学の教職員等には該当しないので、作成したプログラムは法人著作には該当しない。個別のアルバイトとしてのソフトウェア開発の委託を受けた場合は委託契約に際して著作権を大学に譲渡することで手当がされる。しかし、研究活動の一貫としてプログラムの開発を行い、そのプログラムの開発・更新を次の代の学生に引き継いでいくような場合には、大学に著作物の利用許諾や譲渡の旨を譲渡書等で残していないと、企業との産学連携の段階で、企業が全ての関係する著作者からの許諾を含めて明らかにするように要請しても履行することができないこともある。

これらの課題の解決は、大学の学内の知的財産の管理やガバナンスに帰着されるものであり、企業が直接的に関与できるものではないが、産学連携のパートナーとなる企業の知財部門として一定範囲の対応策を講じておくことは可能である。一番目には、企業の研究者が共同研究等を進めようとしている大学の知的財産の取扱規程や共同研究規程を入手して、その内容を確認しておくことである。二番目には、企業の研究者と大学の研究者との打ち合わせ等に早い段階から参画して、例えばプログラムの開発を目的とする共同研究であれば、そこに参画する双方の研究者、学生の担当・関与を把握しておくことである。三番目には、共同研究の完了時に、研究成果とそれに付随する発明を含む知的財産の権利帰属について、事後に疑義が生じないよう双方の研究者を含めた打ち合わせの場を設け、確認をしておくことである。

3. 大学のソフトウェア著作物を巡る諸課題

3. 1 オープンソースソフトウェアの利用

大学の研究開発においては、企業と同様に、効率的なソフトウェア開発のために学外や第三者のソフトウェアを活用しており、必要に応じて外注ソフトウェア業者に委託する場合もあればオープンソースソフトウェア（以下、OSS）を利用する開発もある。外注ソフトウェア業者との開発委託契約は大学の契約管理のもとで著作権の管理も図られているが、大学でのOSS利用に関して学内管理は整備の準備段階にある。このため、OSSの利用規約を十分に理解しないまま開発したプログラムを企業がライセンスされた場合に、OSSのクレジット表示や修正したソースコードの開示の義務が適切に履行されないリスクもある。

また、大学に承継されるソフトウェアとOSSでコントリビュートするソフトウェアの区分管理、OSSでコントリビュートするのは大学なのか研究者なのか、コントリビュートする際の関連する特許許諾の判断等についても管理が十分でない可能性が高い。さらに、General Public License 第3版（GPLv3）では利用者はGPLv3に関連する自分の特許で権利行使しないこと（NAP）が義務づけられており、企業としては大学からのソフトウェア提供に際して、大学で利用しているOSSとその利用条件や管理状況を把握しておくことが重要である¹⁶⁾。

3. 2 研究者の異動・転職

昨今では大学、研究機関の若手研究者は任期付き雇用のケースが多く、大学や研究所の転職を余儀なくされる結果、研究者が大学によって異なる著作物取扱規程に対して正確な理解が不足している可能性は大きい。

また、研究成果のソフトウェアを企業にライセンス等した場合には、研究者から大学へ譲渡等がなされるが、有期雇用の研究者が大学を転出してしまうと、大学側では研究者の作成したソフトウェアのバグ修正等メンテナンスの能力はなく、企業に対するサポートは困難である。

一方、当該研究者としても転出前の大学におけるソフトウェア資産を利用した研究が、転出前の大学に譲渡してしまったそのソフトウェアの著作権の存在により、転出後の大学においては制限されることになる。共同研究等の契約書の中で研究ライセンスの条項を規定し、研究者が異動先の大学でも研究目的に限ってソフトウェアの利用ができるよう研究者ライセンスで手当てすることは可能であるが、転出先の大学でそのソフトウェアに基づく産学連携活動は研究者ライセンスの適用外になる可能性が高い。さらには、対象となるソフトウェアについて特許出願していた場合には、職務発明に係る特許は転出前の大学に譲渡されることにより、ソフトウェアの使用に際して自分が出願した特許の存在が妨げとなることも起こりうる。

このような問題は文部科学省が大学の産学連携と知的財産の管理を強化して大学本部で統制させようとする方針の中で、増えていくのではないと思われる。今後、企業がパートナーとなる大学の研究者との長期的な連携の関係構築を進めるに際しては、このような状況になった場合にはどのように対応するかを事前に検討しておく必要性もあろう。

3. 3 品質保証・知財補償

大学の研究成果の提供が企業の製造販売等と大きく異なるのは、原則的にその提供物に対する性能や品質に対する保証が困難なことである。数千人の研究者を抱える大学であっても、一人一人の研究者の集合体であって、企業からの要請によってソフトウェアを開発するのはそ

の研究者と関係する協力者の学生等に留まる。また、ソフトウェア開発のプロジェクト管理のもとでバグの管理や品質保証（SQA）の立場からのレビューは存在しないし、開発管理規程に基づく出荷判定会議も存在しない。

従って、市場で販売されるソフトウェアと研究成果では品質保証の能力においても異なることを企業は適切に理解しておくべきである。

また、実装しているソフトウェアが第三者の特許を実施しているかどうかのクリアランスも大学においては確認していないので、第三者の知財補償の対応をすることも困難である。企業の受入基準において、そのような保証が必要となれば、大学が専門家を雇用することで品質保証等の実現は可能になろう。しかし、請求される研究費は増大すること、そもそも大学とは企業にとって安くて都合の良いソフトウェア業者ではないことを認識しておくべきであると考え

る。性能や品質の検証や第三者の特許の実施の有無等について対応しておく必要がある場合には、大学と企業の協力のもとで、技術移転機関（TLO）や専門業者に委託する等の柔軟な対応が求められると考える。

4. 共同研究等を巡る諸課題

4. 1 さくらツール

文部科学省は、大学と企業等の共同研究の契約のひな形として「さくらツール」を公開した。同省の説明によれば¹⁷⁾、1998年に、大学等が創出した研究成果の産業界への移転を促進するために、TLO法が施行され、TLOが設けられた。また、2008年度からは産学官連携戦略展開事業により、大学の産学官連携機能の強化等を図る取組が進んだ。

しかし、大学等と民間企業との間で共同研究等成果の取扱いを決定していく際に、大学等の

担当者の契約交渉のスキルが十分でない場合等においては、文部科学省が2002年に提示した共同研究契約書の様式参考例による硬直的な契約交渉がされていると、企業から指摘があった。また、民間企業が大学等と共同研究を行う際の問題点として、契約が円滑に結べないこと、共同研究の成果である発明の多くが、とりあえず共同出願・共有特許とされることで、特許活用の促進がしにくい状況にあることが指摘されていた。

そこで2017年に文部科学省は、大学と企業が結ぶ共同研究契約書のひな型となる「さくらツール」をホームページ上で公開した¹⁷⁾。同ツールは、研究成果の幅広い活用性を目的として、事情に即して柔軟に選択できるように企業の単独帰属・大学の単独帰属を含めた11種類のモデル契約書を提供している。

このように大学での契約に対する支援が整いつつある状況下であって、大学では「さくらツール」を使いこなし、共同研究の成果の知的財産を必要に応じて企業または大学の単独保有としていく管理体制の強化が重要になる。一方、企業においても「さくらツール」をひな形として契約を進められるよう共同研究の成果の活用戦略の準備が必要となってくるであろう。

4. 2 公募型共同研究

共同研究が、企業から研究資金と研究者を大学や研究機関等に提供した上で、大学や研究機関等と共同で研究を行うものであるのに対して、公募型共同研究は大学や研究機関等が研究資金を提供して、共同研究のテーマと研究者を公募するものである。大学や研究機関等の公募型共同研究の募集要項を確認すると共同研究の研究成果の知財の取扱いについて、雇用している研究者に対する職務発明規定等を準用する形

で公募する研究者から知的財産を譲受する公募プログラムも少なくない。

研究資金の負担は研究機関等であり、本来大学内での募集から大学内外からの募集に発展させた等がその理由として考えられる。

一方で、公募型共同研究に応募する研究者は別の大学等や企業に所属していることから、所属先の職務発明の規程と公募先の研究機関等の職務発明の規程等が相反する事態も起こりかねない。企業の研究者の公募型共同研究への応募に際しては、企業の知財部門においてもその研究機関等における研究成果の知的財産の取扱いについて十分に確認をしておくことが望ましい。

5. おわりに

本論では国内の大学や研究機関における知的財産の管理を整理・分析した上で、企業からみた共同研究やライセンスに際しての留意点について考察を加えた。大学における研究成果の知的財産の管理状況を法人著作との関係で歴史的背景を含めて整理した上で、大学の研究成果を巡る法人著作の当否、OSSの利用、研究者の転出、品質保証・知財補償などに関わる課題を指摘し、産学連携において大学が関わる企業の立場からの留意点や対応策について考察を行った。

企業の知財部門にあっては、研究開発部門が大学と共同研究に着手するに際しては、その大学における知的財産の取り扱いの状況についても適切に情報収集し、共同研究の完了時には研究成果の知的財産の権利帰属について確認の見届けを行うことによって、その後の企業での研究成果の事業化に際してリスクがないように留意すべきであろう。

本論をまとめるにあたって、次世代パテントプラットフォーム研究会の会員各位と議論させていただいた。

表1 大学Aにおける職務著作物と職務関連著作物

分類	定義	著作者	技術移転の際の手続き
職務著作物	大学法人の発意に基づいて教職員等が職務上作成する著作物（プログラムを除き、データベースの著作物は含む。）であって、大学法人の著作の名義の下に公表するもの、並びに大学法人の発意に基づいて教職員等が職務上作成するプログラムの著作物及び半導体集積回路に組み込まれる電子回路ブロックを記述するデータ、半導体集積回路に組み込まれる回路素子や導線の配線パターンを表現するデータ	大学法人	
職務関連著作物	公的研究資金若しくは大学法人が資金その他の支援をして行う研究、又は大学法人が管理する施設を利用して行った研究等につき、当該職員等が作成したソフトウェア著作物等（ただし、学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付随する実験データの図表等は除く。）であって、職務著作物以外のもの	教職員等	職務関連著作物を教職員等及びその他の研究者以外の第三者に有償で提供し若しくは利用の許諾を行う必要が生じた場合、又は職務関連著作物の著作権の譲渡を有償で行う必要が生じた場合、教職員等は大学法人に届け出、大学法人が譲渡を受けると決定したときは、著作物の著作権を大学法人に譲渡しなければならない
その他の著作物	教職員等が作成した著作物で、職務著作物及び職務関連著作物に該当しない著作物	教職員等	届け出・譲渡の義務はない。教職員等が希望した場合、届け出・譲渡することは可能

表2 大学Aにおけるその他の研究者等の著作物と学外者に作成させる著作物

分類	定義	著作者	技術移転の際の手続き
その他の研究者等の著作物	教職員等以外の者であって、教育・研修及び研究を目的として大学法人が受け入れている者が作成した著作物	その他の研究者等	規則又は受入規則等によりソフトウェア著作物等の届け出を求めることができ、技術移転の際の手続きは職務関連著作物に準じる
学外者に作成させる著作物	大学法人又は教職員等が学外者に著作物の作成を委託し、学外者に作成された著作物	学外者	委託契約締結の際に大学が著作物を利用できるように著作権に関する必要な処置が行われる（譲渡等）

表3 国内のその他の大学の職務著作物の定義の例

機関	職務著作物（またはそれに相応の著作物）の定義
大学B	発明規則2条2項に定める大学の管理する研究資金等を用いて作成したデータベース等のうちデータベース等の作成を目的とする研究において作成されたものの著作権は大学に帰属
大学C	本学著作とは、著作権法15条1項に定めるもののうち、職員等が本学からあらかじめ具体的な指示を受けて職務上創作した著作物
大学D	職務著作物とは、本学の発意に基づいて本学が企画し、教職員等が職務上作成する著作物であって、本学の著作の名義の下で公表するもの
大学E	プログラムの著作物に係る権利は著作権法15条2項に該当する場合、法人がプログラムの著作物について著作者となる
大学F	職務著作物とは、大学の発意及び具体的な指示に基づき、職員等が職務上の作成する著作物であって、プログラムの著作物以外の著作物については大学が自己の著作の名義で公表することが予定されているもの
大学G	法人著作とは、次のいずれかに該当する著作物をいう イ：本学の発意に基づき職員が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）であって、本学の名義で公表する著作物 ロ：本学の発意に基づき職員が職務上作成するプログラムの著作物

注 記

- 1) 加戸守行, 著作権法逐条講義, 著作権情報センター (2013)
- 2) 本間高弘, 著作物の学内取扱規程および著作物の作成, ライセンス段階で想定されるトラブル, UNITT AC.2018, セッションD1, 大学技術移転協議会 (2018)
- 3) 大学Aの規程:
http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/copyright.html
- 4) 時田稔, パテント, 大学の知的財産活動における特許権・著作権・商標権の管理と活用, 69(13), pp.24-34, 2016-11, 日本弁理士会 (2016)
- 5) http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000398.html
- 6) <http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110001355.htm>
- 7) <http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000026.htm>
- 8) http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-05/2005hkt05.pdf
- 9) <http://www.ip.uec.ac.jp/ipo/policy/copyright.html>
- 10) http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/228/1/2004_kisoku093.pdf
- 11) 重森一輝, なぜプログラムだけ機関所属なのか? ~著作権の帰属ルールに関する留意点~, UNITT AC.2018 セッションD1, 大学技術移転協議会 (2018)
- 12) 知的財産戦略本部, 知的財産推進計画2004
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html>
- 13) 文部科学省, 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会, 資料4 新時代の産学官連携の構築に向けて (審議のまとめ) 平成15年04月28日, 第5章(2) 2
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/03042801.htm
- 14) 北見工業大学事件, 知財高裁, H22.8.4
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/576/080576_hanrei.pdf
- 15) 宇宙開発事業団プログラム事件, 知財高裁, H18.12.26
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/985/033985_hanrei.pdf
- 16) 情報処理推進機構, GNU GPL v3 逐条解説書 (第1版)
<https://www.ipa.go.jp/files/000028320.pdf>
- 17) 文部科学省, 大学等における知的財産マネジメント事例に学ぶ共同研究等成果の取扱いの在り方に関する調査研究~さくらツールの提供~, (2017)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1383777.htm

(URL参照日は全て2019年2月16日)

(原稿受領日 2019年2月24日)